

生徒指導及び教育相談の関係性から見た教職員の連携のあり方 — 学習指導要領及び『生徒指導提要』の分析 —

中 川 智 之¹, 森 眞由美²

Cooperation between Teachers and Staff Seen from the Relationship between Student Guidance and Educational Counseling — An Analysis of the Courses of Study and “Seito Shido Teiyo” —

Tomoyuki NAKAGAWA¹ and Mayumi MORI²

キーワード：生徒指導，教育相談，関係性，教職員，連携

概 要

本論では、『生徒指導提要』及び学習指導要領等を用いて、生徒指導及び教育相談の関係性を分析した上で、それらの関係性から、組織としての教育力を高める教職員の連携のあり方について検討した。その結果、生徒指導は全ての教育活動で行われること、教育相談は主に教育課程外で実施する「個人性」「個別性」の特徴をもつ生徒指導であること、教育相談は勤務校園に在籍していない子どもやその保護者などもその対象としていること、等を示した。また、生徒指導及び教育相談の関係を図示し、生徒指導に関する教職員の意識を向上させるための校務分掌上の方策、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の「個人性」「個別性」の特徴をもつ生徒指導を担当し得る教職員を増員する有効性を示した。最後に、今後の課題として、組織全体としての教育力を推定し得る指標の検討・開発と、教育現場における事例を用いた実証的な検証の必要性を指摘した。

1. 緒 言

本研究の目的は、生徒指導と教育相談の関係性を整理し明示することにより、教職員における連携のあり方の検討に資する基礎資料を作成することである。

近年、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合うことにより、いじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動や、精神疾患などメンタルヘルスに関する問題が多様化していると指摘されている^{1,2)}。このような児童生徒の心の問題をケアするために、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラー（SC）の導入が1995年度から進められ、現在では、全国の公立中学校に配置されるに至っている。また、2008年度から、福祉の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャ

ルワーカー（SSW）を活用する事業が展開されており、多様な専門性を有する人材が、教育現場に必要とされるようになってきた。

一方、教諭及び養護教諭においては従来からの役割に加え、社会状況や児童生徒の変化に伴って新たな役割が求められてきた。2008年には「学校保健法」の一部が改正され、「学校保健安全法」と改題された。この中で、新たに養護教諭や学級担任等が行う健康相談が規定されるとともに、保健指導が明確に位置付けられ、多様化する児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、養護教諭やその他の教職員がともに連携して指導や助言を行うこととされた^{3,4)}。

このような状況の中、2014年7月には、これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について、文部科学大臣から中央教育審議会に対する諮問が為された。検討する際の1つの視点として、「教員が専門職として教育活動に専念できるよう、例えば教員と事務職員の役割分担を見直し改善することや、心理や福祉などの多様な専門性や経験を有するスタッフの学校への配置等により、教員と教員以外の者がそ

(平成27年10月28日受理)

¹川崎医療短期大学 医療保育科

²吉備国際大学 保健医療福祉学部 看護学科・非常勤講師

¹Department of Nursing Childcare, Kawasaki College of Allied Health Professions

²Department of Nursing, School of Health Science and Social Welfare, Kibi International University

れぞれ専門性を連携して発揮し学校組織全体の総合力を一層高めていくための方策をどのように考えるか」が示されている。異なる専門性をもつ教職員が一体となり、組織として学校全体の教育力を高めるという視点をもつことが、従来以上に求められてきていると言えよう。

効果的な教育体制の具体的な姿は、校種や学校の規模、教職員の構成、地域の実情等によって異なる可能性があるが、体制を構築する上で重要となる共通事項は存在すると考えられる。その教育体制の基盤を検討する上で、生徒指導及び教育相談という観点は不可欠と言えよう。しかし、学習指導要領等にそれらに関する記述は見られるものの、これまで、「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書が存在せず、生徒指導の組織的・体系的な取組が必ずしも十分に進んで」おらず、生徒指導及び教育相談の関係性について、十分整理されているとは言えないのが実情である⁵⁾。

そこで本論では、生徒指導及び教育相談の関係性について整理し、生徒指導及び教育相談の効果を高める連携のあり方について考察する。具体的には、まず、教育相談を学校に導入した際の問題点を確認することにより、教育に求められる機能と教職員の特徴とを論理的に考察することの有益性を示す。次に、近年まとめられた『生徒指導提要』及び学習指導要領等の内容を分析し、生徒指導及び教育相談の関係性を整理する。最後に、それらの関係性から、組織としての教育力を高める教職員の連携のあり方について検討する。

2. 学校における教育相談の展開

教育相談の取り組みは、学校教育への導入時から、その内容や対象を変化させながら発展してきた。一丸

藤太郎 (2002) は、「学校教育相談の取り組みが始められた初期には、熱心な教師がカウンセリングをそのまま学校で実践しようとするもの」であり、「教師がカウンセラーになろうとするもの」であったため、「学校での教育実践からは遊離したものとなってしまった」と指摘する⁶⁾。その結果、「学校という場や教師という立場と役割を活かすことができなかつたために、期待したような成果が得られなかつたり、教師間に対立や混乱が生じたり」して、教育相談は学校に十分定着しなかつた⁷⁾。

このような状況が生じたのは、教育とカウンセリングの違いについて十分に検討されていなかつたためであると考えられる。一丸 (2002) は、教育とカウンセリングの主な違いを表にまとめ (表 1)、「教育とカウンセリングは、その役割、両者の関係、実践される場、対象といったことに根本的な違い」があり、「教師とカウンセラーの役割を同時に果たすことは、二重関係 (dual relationship) といわれ、遂行することは非常に困難となる」と指摘している⁸⁾。このような両者の違いを、教育相談の導入初期から視野に入れることができているならば、教師がカウンセリングをそのまま実践しようとしたり、カウンセラーのようになろうとしたりする態度を抑制することができた可能性がある。

その後、導入当初の反省を踏まえ、「学校教育相談は、カウンセリングではなく教育実践であり、教師はカウンセラーではなくあくまでも教師であるという深い認識に立ち、教育実践としての学校教育相談にカウンセリングで得られた成果をどのように応用するかが模索されるように」なった⁹⁾。また前述した通り、教師とは異なる専門性を有する SC が、学校に配置されるようになった。

以上のことから、教師や SC、SSW などの異なる専門性をもった教職員による連携のあり方を検討する際

表 1 教育とカウンセリング

	教 育	カウ ン セ リ ン グ
役 割	教科を教えることによる知識の修得の援助と成績の評価、校則違反、逸脱行動、不適切な言動の指導と処罰。	価値観にとらわれず、自由で中立的な立場から、クライアントの自己理解とパーソナリティの成長を援助、共感的な理解と受容。
関係の特徴	担任と生徒それぞれが選ぶ自由がなく、一定期間に限定された関係、学級としての集団の重視。	カウンセラーとクライアント相互の自由意思に基づく関係、クライアント一人ひとりの重視。
場の特徴	学級、校内、校外、家庭など開かれた場。	場所や時間があらかじめ合意により決められている閉じられた場。
対 象	大多数が心理的にはほぼ健康な生徒。	種々の問題行動や不適応に陥っているクライアント。

一丸 (2002) より引用。

に、それぞれのもつ特徴や、教育において求められる機能について、詳細に検討する有益性が指摘できる。

本論では、生徒指導及び教育相談という観点から連携のあり方について検討するために、次に生徒指導及び教育相談の機能や関係性の整理を試みる。

3. 学習指導要領等の内容

(1) 生徒指導に関する内容

幼稚園から高等学校までの教育要領・学習指導要領における「生徒指導」及び「教育相談」の用語の使用状況を整理したものが、表2・表3である。分析の対

表2 学習指導要領等における「生徒指導」の用語の使用状況

	使用箇所及び内容
幼稚園 教育要領	<ul style="list-style-type: none"> •用語の使用なし。
小学校 学習指導要領	<p>【第1章 総則】「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」2-(3) 「日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。」</p> <p>【第6章 特別活動】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2-(2) 「〔学級活動〕については、…。また、学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。」</p>
中学校 学習指導要領	<p>【第1章 総則】「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」2-(3) 「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。」</p> <p>【第5章 特別活動】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1-(2) 「<u>生徒指導</u>の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。」</p> <p>【第5章 特別活動】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2-(2) 「〔学級活動〕については、…。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。」</p>
高等学校 学習指導要領	<p>【第1章 総則】「第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」5-(3) 「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。」</p> <p>【第5章 特別活動】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1-(2) 「<u>生徒指導</u>の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。」</p> <p>【第5章 特別活動】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2-(2) 「〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕については、…。また、〔ホームルーム活動〕については、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、<u>生徒指導</u>との関連を図るようにすること。」</p>
特別支援学校 幼稚部 教育要領	<ul style="list-style-type: none"> •用語の使用なし。
特別支援学校 小学部・中学部 学習指導要領	<p>【第1章 総則】「第2節 教育課程の編成」—「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(5) 「教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生徒理解を深め、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。また、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。」</p>
特別支援学校 高等部 学習指導要領	<p>【第1章 総則】「第2節 教育課程の編成」—「第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」—「5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」(5) 「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、<u>生徒指導</u>の充実を図ること。」</p> <p>【第2章 各教科】「第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」—「第5款 理学療法」—「第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」1-(2) 「臨床実習を行うに当たっては、実習施設との連絡調整の下に指導計画を綿密に作成するとともに、<u>生徒指導</u>に十分留意すること。」</p>

※「生徒指導」の用語には、下線を付した。

表3 学習指導要領等における「教育相談」の用語の使用状況

	使用箇所及び内容
幼稚園 教育要領	・用語の使用なし。
小学校 学習指導要領	・用語の使用なし。
中学校 学習指導要領	【第5章 特別活動】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1-(2) 「生徒指導の機能を十分に生かすとともに、 <u>教育相談</u> （進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。」
高等学校 学習指導要領	【第5章 特別活動】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1-(2) 「生徒指導の機能を十分に生かすとともに、 <u>教育相談</u> （進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。」
特別支援学校 幼稚部 教育要領	【第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項】「第2 特に留意する事項」6 「幼稚部の運営に当たっては、幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの <u>教育相談</u> を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の幼稚園等との連携を図ること。」 【第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項】「第2 特に留意する事項」7-(1) 「視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの <u>教育相談</u> との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事象・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。」 【第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項】「第2 特に留意する事項」7-(2) 「聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの <u>教育相談</u> との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。」
特別支援学校 小学部・中学部 学習指導要領	【第1章 総則】「第2節 教育課程の編成」—「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」2-(16) 「小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して <u>教育相談</u> を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。」
特別支援学校 高等部 学習指導要領	【第1章 総則】「第2節 教育課程の編成」—「第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」—「5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」(18) 「高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して <u>教育相談</u> を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。」

※「教育相談」の用語には、下線を付した。

象とした資料は、『幼稚園教育要領』『小学校学習指導要領』『中学校学習指導要領』『高等学校学習指導要領』『特別支援学校幼稚部教育要領』『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』『特別支援学校高等部学習指導要領』である（以下、順に『小学校要領』『中学校要領』『高等学校要領』『幼稚園要領』『小学部・中学部要領』『高等部要領』と略して記す）^{10)~16)}。

特別支援学校における教育について示された『幼稚園要領』『小学部・中学部要領』『高等部要領』に示されている5領域・各教科・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動については、障害の種類による別、及び障害の状態や特性等による配慮の必要性が示されているものの、基本的には『幼稚園要領』『小学

部要領』『中学校要領』『高等学校要領』の内容に準ずるものとされている。そのため、表2・表3の『幼稚園要領』『小学校要領』『中学校要領』『高等学校要領』の欄に記載した「特別活動」の内容については、『幼稚園要領』『小学部・中学部要領』『高等部要領』においても示されているとされることに留意する必要がある。

『小学校要領』『中学校要領』『高等学校要領』『小学部・中学部要領』『高等部要領』では、「総則」の章において、「生徒指導」について触れられている。「総則」では、いずれも、教師と児童生徒及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒への理解を深め、生徒指導の充実を図る重要性について示されている。

『中学校要領』『高等学校要領』では、「特別活動」における指導計画作成上の配慮事項として、生徒指導の機能を十分に生かすことと、生徒の家庭との連絡を密にする必要性が示されている^{注1)}。また、内容の取扱いに関する配慮事項として、学級活動あるいはホームルーム活動と生徒指導との関連を図る重要性について示されている。後者の内容の取扱いに関する配慮事項については、『小学校要領』にも記載されている。

他方、『高等部要領』では、「各教科」の視覚障害者である生徒に対する教育を行う理学療法の臨床実習に関する記述に、「生徒指導」の用語が使用されている。これは、実習時間の3分の2以上を病院又は診療所において行うこととなる当該の臨床実習が、校外での医療機関などにおける実習となるためであり、綿密な指導計画作成のための実習施設との連絡調整、及び生徒の健康管理や生徒指導が必要となるためである¹⁷⁾。

なお、『幼稚園要領』『幼稚部要領』においては、「生徒指導」の用語は使用されていない^{注2)}。

(2) 教育相談に関する内容

「生徒指導」については、幼稚園・特別支援学校幼稚部を除く全ての学校種において、「総則」の中で同様の内容が記載されている。しかし、「教育相談」については、『小学部・中学部要領』『高等部要領』のみ「総則」の中でその用語が使用されている。『中学校要領』『高等学校要領』では「特別活動」について記した章において、『幼稚部要領』では「指導計画の作成に当たっての留意事項」について記した章において、「教育相談」について示されている。なお、『幼稚園要領』『小学校要領』には、「教育相談」の用語は使用されていない。

『小学部・中学部要領』『高等部要領』の「総則」において示されている内容は、『特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）』及び『特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）』に改定の要点として示されている通り、2006（平成18）年に学校教育法が一部改正され、地域における特別支援教育に関するセンターとしての役割が強化されたことに伴うものである^{18,19)}。具体的には、地域の乳幼児やその保護者、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある乳幼児・児童生徒やその保護者、担当教師等への支援に関する内容である。

この地域における特別支援教育のセンターとしての役割は、『幼稚部要領』においては「総則」ではなく、「指導計画の作成に当たっての留意事項」に示されて

いる。特に、「障害のある乳幼児については、早期にその障害を発見し、できる限り早期から教育的対応を行うことが、乳幼児の障害の状態の改善・克服や望ましい成長・発達を促すために必要である」ため、『幼稚部要領』には、乳幼児やその保護者に対して行う「早期からの教育相談」について示されている²⁰⁾。加えて、『幼稚部要領』においては、視覚障害者あるいは聴覚障害者である幼児に関する留意事項として、早期からの教育相談との関連を図った効果的な活動や指導の推進を求めている。

『中学校要領』『高等学校要領』では、「特別活動」の指導計画の作成に関して、「…、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること」と示されている。

『中学校学習指導要領 特別活動編』『高等学校学習指導要領 特別活動編』を確認すると、「教育相談」は、個別指導の代表的・中心的なものであり、「一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言すること」であると述べられている。さらに、「教育相談」は、様々な文脈の中で、①学習効果を高めるためのもの（個別指導の中心的なものである教育相談が十分に行われることにより、集団場面の学習成果が個別に生かされて生徒一人一人のものとなる）、②個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を構築するためのもの（放課後の教育相談を行うなどして、個別の場面との関連を図った学級活動及び指導を行うことができるようにする）、③一人一人の状況や問題に対応するためのもの（進路指導、適応指導、生徒会活動における悩みや問題への対応等）、④進路相談及び学習効果を高めるための家庭への連絡及び保護者等への助言等、の4つの意味内容を示す用語として使用されている。前述した通り、これらの内容は、特別支援学校においても準用されるものである。

『小学校要領』には、「教育相談」の用語が用いられていないが、『小学校学習指導要領解説 特別活動編』には、1箇所だけにその使用が見られる^{注3)}。具体的には、特別活動の充実資する学年・学級経営を工夫する上での留意事項として、「特別活動の指導の全体を通して、教師と児童及び児童相互が温かい人間関係と信頼感で支えられるよう教育相談的な指導観を教師個々もつことが大切である。特に、児童の活動意欲を十分に受け入れ、児童が自主的に活動を展開していくよう活動の具体的な場面において支援することが大切で

ある」(下線部筆者)と示されている²¹⁾。これは、上記②③の意味内容として捉えることが可能である。

ここまで見てきた通り、学習指導要領等において「教育相談」の用語は、個別指導や個への理解・配慮等と関連して用いられていた。またその対象とする範囲は、教師の勤務する学校に通う幼児・児童生徒とその保護者だけでなく、地域の乳幼児・児童生徒・保護者や他校の担当教師等をも含んでいる。「教育相談」の用語が、特別支援学校に関する要領に多く用いられているのは、障害児の実態に即した活動や指導、家庭との協力や、地域における特別支援教育のセンターとしての役割が求められているためであると言えよう。

4. 『生徒指導提要』における位置付け

(1) 生徒指導の内容

2010年に、「生徒指導の実践に際し教員間や学校間で共通理解を図り、小学校段階から高等学校段階までの組織的・体系的な生徒指導を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」として、取りまとめられたものが『生徒指導提要』である²²⁾。本節では、この『生徒指導提要』²³⁾に記されている記述について分析するが、特に断りのない場合、引用は全て当該著書からのものである。

この『生徒指導提要』において、生徒指導は、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」であると示されている。また、生徒指導は、「すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指す」ものであり、「学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つもの」と説明されている。

生徒指導は、上記に加え、「将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すもの」であるため、日々の教育活動において特に留意することとして、「①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること」の3点が挙げられている。

(2) 教育相談の内容と生徒指導との関係

『生徒指導提要』では、教育相談について第5章の

全てを用いて説明されている。教育相談は、「児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るもの」と示されている。同様の箇所において、生徒指導は、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」と示されており、両者の共通性は高いと言えよう。

教育相談と生徒指導の相違点として、「教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところ」が指摘されている。そして、「教育相談と生徒指導は重なるところも多くありますが、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的な役割を担うもの」との説明が為されている。教育相談と生徒指導の関係性については、第1章においても触れられており、「特に現在、様々な心身の悩みや問題を抱えた児童生徒が増加していることから、生徒指導の機能である教育相談的機能を十分活かすことはますます重要視される必要」があると述べられている。

これらのことから、教育相談は生徒指導の一環として位置付けられるものであり、生徒指導は集団に対する意識や集団教育の要素が強く、教育相談は個に対する意識や個別援助の要素が強いものであると言える。また、近年の悩みや問題を抱えた児童生徒の増加から、生徒指導の中でも、特に教育相談が重視されてきている状況を指摘することができる。

(3) 教育課程との関係

『生徒指導提要』においては、生徒指導は自己指導力の育成を目指すものであり、教育課程の内外のあらゆる場や機会において生徒指導を行う必要性が示されている。具体的には、生徒指導は、「特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域において機能することが求められ」るものであると示されている。教育課程外の生徒指導としては、「休み時間や放課後に行われる個別的な指導や、学業の不振な児童生徒のための補充指導、随時の教育相談など」を例に挙げ、その重要性が指摘されている。

他方、「教育課程」の特徴として、「多数の児童生徒を対象として、一定の期間に、一定の資質や能力を育成しようとすることから、どうしても共通性が求めら

れ]ることを挙げている。そして、教育課程のもつ「共通性」に伴う問題点への教育課程内における対応として、少人数指導やチームティーチング、個別の学習計画を与えるプログラム学習など「個別化や個性化に対応した指導體制や指導方法」の工夫を挙げている。しかし、「それが形式的なものにとどまっていたのでは、その実は上がりません」と述べ、「個々の児童生徒の能力、適性、進路などについての見通し」や「個々の児童生徒についての正しい理解」がなければ、適切な選択や十分な成果を上げることができないと、「個別化」「個性化」に対応する必要性を指摘している。

このような見通しを立てたり、児童生徒への理解を深めたりすることは、「教育課程の展開としての学習指導の機能というよりは、むしろそれに付随して必要とされる指導上配慮すべきこと」であり、「教育課程の実施において果たす生徒指導の重要な役割であり、機能の一つ」であるとされている。すなわち、休み時間や放課後などにおいて個別に行われる、随時の指導や教育相談などの教育課程外における生徒指導は、「教育課程の一つの特色ともいうべき、組織性や形式性などの性格を補う役割を果たすもの」であり、「このような教育課程外の場合における生徒指導を重視することは、全人的な人間形成のためにも非常に大切なこと」であると位置づけられているのである。

5. 総合的考察

ここまで、学習指導要領等及び『生徒指導提要』を用いて、生徒指導と教育相談の位置付け及びその関係性について検討してきた。これまでの分析・考察をまとめると、少なくとも次の点を指摘することができる。

- ① 生徒指導は教育課程内外の全ての教育活動で行われるものである。
- ② 教育相談は生徒指導の一環として位置付けられる。
- ③ 生徒指導の中には、主に教育課程内で実施する「集団性」「共通性」「組織性」「形式性」の特徴をもつものと、主に教育課程外で実施する「個人性」「独自性」「個別性」「実態性」の特徴をもつものがある。
- ④ 教育相談は、「個人性」「独自性」「個別性」「実態性」の特徴をもつ生徒指導であり、様々な心身の悩みや問題を抱えた児童生徒が増加している現在、より重要視されるようになってきている。
- ⑤ 教育相談は、勤務校園に在籍する幼児・児童・生徒とその保護者だけでなく、他校園及び地域の乳幼児・児童生徒やその保護者、担当教師等をもその対

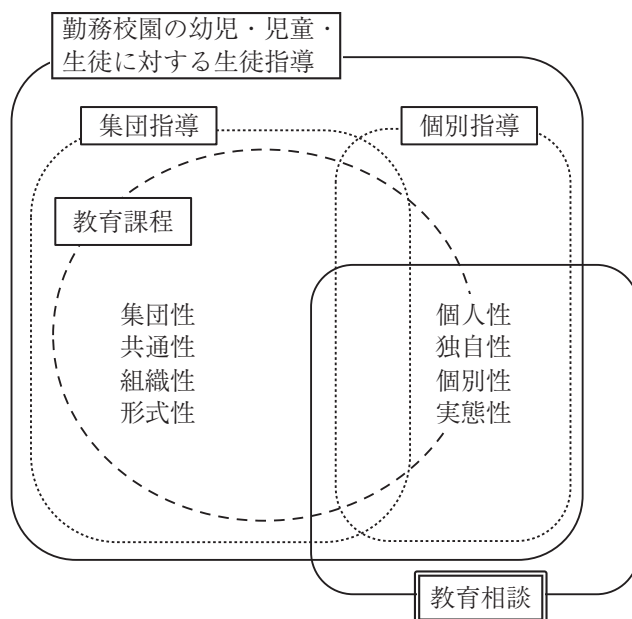


図1 生徒指導と教育相談の関係性

象に含んでいる。

上記の内容をもとに、生徒指導と教育相談の関係性について図示したものが、図1である²⁴⁾。相対的に、集団指導及び教育課程を配置した図の左側が「集団性」「共通性」「組織性」「形式性」の特徴が強く、個別指導及び教育相談を配置した図の右側が「個人性」「独自性」「個別性」「実態性」の特徴が強い領域を示している。なお、集団指導と個別指導の重複部分については、集団指導の場面における個への配慮を示している²⁴⁾。

一丸(2002)は、子どもを監督、指導する父性的機能と、子どもに共感し受容する母性的機能という概念を用いて、生徒指導と学校教育相談には、それら両方の機能が必要であると述べている²⁵⁾。また、生徒指導では主に父性的機能が、学校教育相談では主に母性的機能が重要となるとしている。このような観点から考えれば、図の全ての領域に置いて両方の機能が必要となるが、図の左側が父性的機能が強く求められる領域、右側が母性的機能が強く求められる領域と言えよう。

教職員による連携のあり方を検討する際には、その領域に求められる機能と、教職員の個性やそれぞれの職務のもつ特徴を考慮し、校務分掌との関連を図る必要がある。例えば一般的には、養護教諭やSC、SSWは右側の領域の生徒指導を担当するのに適しており、教育課程に基づき集団指導を実施する担任や教科担当者は左側の領域の生徒指導を担当するのに適していると言える。なお、一人一人の教職員は、図の一部のみ

を担当するというのではなく、濃淡の差はあるものの全ての領域の生徒指導に参加しているという意識をもつことが肝要である。

様々な心身の悩みや問題を抱えた児童生徒への対応の強化を図るためには、図の右側の領域に関する生徒指導を活発にすることが有効となろう。子どもの言動や態度は、図のどの領域の活動であるか、あるいはどの領域を主に担当する教職員との活動であるかによって変化するため、教職員の担当する教育活動によって得られる子どもの情報が異なってくる。教育課程から距離をおくことができるSCやSSW等の職員が学校に増員されることは、現在では入手しにくい児童生徒の情報の取得に繋がる可能性がある。それらの情報を適切に教職員で共有することができれば、子どもへの理解は深まり、実施される生徒指導及び教育相談の効果が相乗的に高まっていくと考えられる。しかしながら、実際には教職員間での情報共有が円滑に進んでいない実態も報告されており²⁶⁾、生徒指導全体を俯瞰し、円滑な情報共有を推進する役割が重要となると言えよう。

そのためには、校務分掌上、生徒指導及び教育相談において異なる責任者を複数配置する方策が有効と考えられる。図2は『生徒指導提要』に記載されている校務分掌図²⁷⁾の一部を用いて作成したものであるが、図中のA・B・Cに異なる責任者・担当者を配置することにより、担当する領域が明確になる。Bは図1の左側の領域を主に担当し、Cは右側の領域を主に担当する。そしてAが、教育課程内外の様々な生徒指導全体

を視野に入れて、組織全体としての教育力の向上を図ったり、BとCを担当する教職員の連携を促進したりする役割である。

このような異なる担当者の配置により、他の教職員の意識変化も期待できよう。「生徒指導」の概念や機能、組織全体の教育力に対する意識を向上させるために、AとBを異なる名称とすることも考えられる。具体的には、Bを「生徒指導」とは異なる名称とすれば、「生徒指導」は教育課程内外のあらゆる場や機会において自己指導力の育成を目指すものであり、一丸の指摘する父性的機能(図2のB)と母性的機能(図2のC)の両者が必要あることが明確となる。

また、養護教諭の活動の範囲を拡大させることも考えられる。保健室において来訪する子どもを待つだけでなく、養護教諭が子どもの元へアウトリーチすることも考えられよう。養護教諭のもつ特徴は、教育活動の向上に関して様々な可能性をもつと言える。しかしながら、担う役割が増加すると、教育課程外の対応を求め保健室を来訪する子どもへの対応に支障をきたしたり、養護教諭がもつ特徴が拡散・変質したりしてしまう可能性もある。養護教諭が活躍し組織全体の教育力を向上させるためにも、養護教諭の複数配置の促進や、授業等で養護教諭が保健室を離れる際の体制づくり、養護教諭の職務の焦点化や役割分担による負担の分散等、組織的に支援していくことが求められよう。

本論では、生徒指導と教育相談の観点から『生徒指導提要』及び学習指導要領等の内容を分析し、その関係性を考察した。また、分析及び考察の結果を用いて両者の関係性を図示し、組織全体の教育力を高める連携のあり方について検討した。今後、組織全体としての教育力を推定し得る指標の検討・開発と、教育現場における事例を用いた実証的な検証が求められよう。

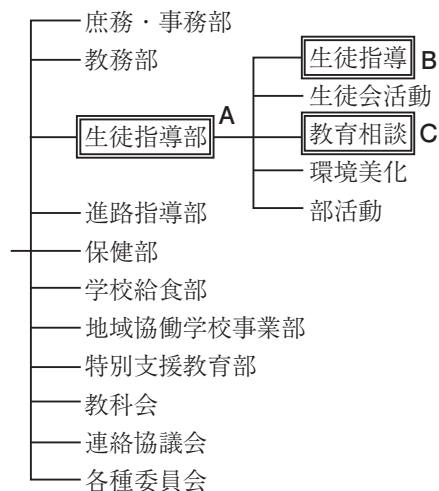
6. 注

注1)『小学部・中学部要領』『高等部要領』の「特別活動」に関する内容は、前述した通りそれぞれの学校種に準ずるものとされている。

注2)『幼稚園教育要領解説』(文部科学省, 2009)及び『特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚園・小学部・中学部)』(文部科学省, 2009)の「幼稚園教育要領解説」部分においても、「生徒指導」の用語は使用されていない。

注3)『幼稚園教育要領解説』には、「教育相談」の用語は使用されていない。

注4)「生徒指導」に関しては、『幼稚園要領』『幼稚園部要領』において適用される概念かどうかは議論の分かれるところ



『生徒指導提要』(2010)記載の図を基に作成。

図2 校務分掌組織図の例(中学校)の一部

であろう。しかし、「生徒指導」の一環として考えられる「教育相談」が、『幼稚園要領』において乳幼児をも対象としていること、及び『生徒指導提要』において「生徒指導をめぐる多様な問題状況を受けて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校すべての学校種を通しての規範意識の醸成をめざす生徒指導体制の在り方と児童生徒の実態に即した実践可能な方策を構築していくことが、どの学校においても必要不可欠な課題となっています」と記されていることから、幼稚園においても「生徒指導」の概念が適用されると考え、図中では「勤務校園」としている。

7. 文 献

- 1) 文部科学省：スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, pp.2—3, 2008. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1246334_1.pdf
- 2) 文部科学省：教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引, pp.1—10, 2011. http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2013/10/02/1309933_01_1.pdf
- 3) 「学校保健安全法」第八条, 第九条.
- 4) 前掲著 2), pp.1—10, 2011.
- 5) 文部科学省：生徒指導提要について, 文部科学省 HP, 2010. http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm
- 6) 一丸藤太郎：学校教育相談とは, 「学校教育相談」一丸藤太郎・菅野信夫(編著), 京都：ミネルヴァ書房, pp.1—14, 2002.
- 7) 上掲論文.
- 8) 前掲論文 6).
- 9) 前掲論文 6).
- 10) 文部科学省：幼稚園教育要領, 2008.
- 11) 文部科学省：小学校学習指導要領, 2008.
- 12) 文部科学省：中学校学習指導要領, 2008 (2010一部改正).
- 13) 文部科学省：高等学校学習指導要領, 2009.
- 14) 文部科学省：特別支援学校幼稚園教育要領, 2009.
- 15) 文部科学省：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領, 2009.
- 16) 文部科学省：特別支援学校高等部学習指導要領, 2009.
- 17) 文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (高等部), 2009.
- 18) 文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (幼稚園・小学部・中学部), 2009.
- 19) 前掲著 17).
- 20) 前掲著 18).
- 21) 文部科学省：小学校学習指導要領解説 特別活動編, 2008.
- 22) 前掲 HP 5).
- 23) 文部科学省：生徒指導提要, 東京：教育図書株式会社, 2010.
- 24) 上掲著, pp.14—20.
- 25) 前掲論文 6).
- 26) 竹内和雄：座談会「養護教諭と生徒指導」, 月刊生徒指導 44 (2), 64—67, 2014.
- 27) 前掲著 23), p.79, 2010.

